

実地検査指導事項票（社会福祉法人・運営管理）

検査日：令和 年 月 日 法人名称： ()

【注意事項】

- 1 この指導事項票は、法人が遵守すべき主な項目を記載しており、検査員が検査当日に遵守されていないと認められた指導事項について、法人の方と、相互にその内容を確認するためのものです。
- 2 下表の指導事項欄にチェックした項目が、遵守されていないと認められた指導事項です。
- 3 後日通知する「検査結果」により、文書で改善を指示しなかった事項が、口頭での指導事項に該当します。この口頭指導での指導事項においても改善を図ってください。
- 4 今後の精査・確認等により、後日、この指導事項票を差し替えることがあります。

指導事項	検査項目	確認欄	備考
I 法人運営			
1 定款（ガイドラインP3～P5）			
	1 定款は、法令等に従い、必要事項が記載されているか。		
	① 必要的記載事項が記載されていない。 ⑦目的、⑧名称、⑨社会福祉事業の種類、⑩事務所所在地、⑪評議員及び評議員会に関する事項、⑫役員定数その他役員に関する事項、⑬理事会に関する事項、⑭会計監査人に関する事項（設置する場合のみ）、⑮資産に関する事項、⑯会計に関する事項、⑰公益事業・収益事業の種類（行う場合のみ）、⑱解散に関する事項、⑲定款の変更に関する事項、⑳公告の方法		
	② 定款に記載された内容と事実が異なる。		
	2 定款の変更が、所定の手続きを経て行われているか。		
	① 定款変更について評議員会の決議が成立しているにもかかわらず、所轄庁の認可を受ける手続又は認可を要しない場合の届出の手続が行われていない。		
	[その他指導事項等]		
2 内部管理体制（ガイドラインP5）			
	1 特定社会福祉法人において、内部管理体制が整備されているか。		
	① 特定社会福祉法人において、内部管理体制が理事会で決定されていない。		
	[その他指導事項等]		
3 評議員・評議員会（ガイドラインP6～P14）			
(1) 評議員の選任（P6～P9）			
	1 法律の要件を満たす者が適正な手続により選任されているか。		
	① 法令又は定款に定められた方法により評議員の選任が行われていない。		
	② 評議員として選任された者について「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として、定款及び評議員の選任に関する規程に基づく適正な手続による選任がされていない。		
	③ 評議員について、就任承諾書等で就任の意思表示があったことを確認できない。		

指導事項	検査項目	確認欄	備考
	2 評議員となることができない者又は適当ではない者が選任されていないか。 ① 評議員になることができない者又は適当ではない者が選任されている。 ⑦当該法人の役員又は職員 ⑧欠格事由に該当する者 ⑨特殊の関係にある者 ⑩反社会的勢力の者		
	② 評議員の選任手続において、評議員候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていない。 ⑦欠格事由に該当 ⑧特殊の関係にある者 ⑨反社会的勢力の者		
	③ 欠席が継続し、名目的・慣例的に選任されていると考えられる評議員がいる。		
	3 評議員の数は、法令及び定款に定める員数となっているか。		
	① 在任する評議員の人数が定款で定めた理事の員数及び在任する理事の人数を超えていない。		
	[その他指導事項等]		
(2) 評議員会の招集・運営 (P9～P14)			
	1 評議員会の招集が適正に行われているか。		
	① 評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により定められていない。 ⑦評議員会の日時及び場所 ⑧評議員会の目的である事項がある場合は当該事項 ⑨⑧に係る議案の概要 (議案が未確定の場合は、その旨)		
	② 評議員会の1週間前又は定款に定めた期間までに評議員に通知がなされていない。		
	③ 電磁的方法により通知した場合に、評議員の承諾を得ていない。		
	④ 評議員会の招集通知に必要事項が記載されていない。		
	⑤ 評議員会の招集通知が省略された場合に、評議員全員の同意が確認できない。		
	⑥ 定時評議員会が期限までに招集されていない。		
	2 決議が適正に行われているか。		
	① 成立した決議について、法令又は定款に定める出席者数又は賛成者数が不足していた。		
	② 決議を要する事項について、決議が行われていない。 ⑦定款に定める事項 ⑧理事、監事、会計監査人の選任及び解任 ⑨理事、監事の報酬等の決議 (定款に報酬等の額を定める場合を除く。) ⑩理事等の責任の免除 ⑪役員報酬等基準の承認 ⑫計算書類の承認 ⑬定款の変更 ⑭解散の決議 ⑮合併の承認 ⑯社会福祉充実計画の承認		
	③ 成立した決議に特別の利害関係を有する評議員が加わっていた。		
	④ 決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを法人が確認していない。		
	⑤ 評議員会の報告・決議があったとみなされる場合に、評議員全員の同意の意思表示の書面又は電磁的記録がない。		

指導事項	検 査 項 目	確 認 欄	備 考
	<p>3 評議員会について、適正に記録の作成、保存を行っているか。</p> <p>① 議事録が作成されていない。</p> <p>② 議事録の必要事項が記載されていない又は不十分である。 (評議員会を開催した場合) ㊦開催日時及び場所 ㊧議事の要領及びその結果 ㊨決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名 ㊩法に基づき述べられた意見・発言があるときは、その概要 ㊪評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称 ㊫議長の氏名（存する場合のみ） ㊬議事録の作成に係る職務を行った者の氏名（議事録署名人） (評議員会の決議を省略した場合) ㊭決議を省略した事項の（内容・提案をした者の氏名） ㊮決議があったものとみなされた日 ㊯議事録の作成に係る職務を行った者の氏名 (理事の評議員会への報告を省略した場合) ㊰評議員会への報告があったものとみなされた（事項の内容・日付） ㊱議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p> <p>③ 定款に議事録署名人に関する規定がある場合に、当該規定による署名又は記名押印がなされていない。</p>		
4 理事（ガイドラインP14～P19）			
(1) 定数（P14～P15）			
	<p>1 法に規定された員数が定款に定められているか。定款に定める員数を満たす選任がされているか。</p> <p>① 定款で定めた員数が選任されていない。</p> <p>② 欠員がある場合に、法人において補充のための手続が進められておらず、かつ補充の検討が行われていない。</p> <p>〔その他指導事項等〕</p>		
(2) 選任及び解任（P15～P16）			
	<p>1 理事は法令及び定款に定める手続により選任又は解任がされているか。</p> <p>① 理事の選任が評議員会の有効な決議により行われていない。</p> <p>② 理事の就任の意思表示があったことが就任承諾書等により確認できない。</p> <p>〔その他指導事項等〕</p>		
(3) 適格性（P16～P19）			
	<p>1 理事となることができない者又は適切ではない者が選任されていないか。</p> <p>① 理事となることができない者又は適切ではない者が選任されている。 ㊲欠格事由に該当する者 ㊳特殊の関係にある者 ㊴反社会的勢力の者</p> <p>② 理事の選任手続において、理事候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていない。 ㊲欠格事由に該当する者 ㊳特殊の関係にある者 ㊴反社会的勢力の者</p> <p>③ 欠席が継続し、名目的・慣例的に選任されていると考えられる理事がいる。</p> <p>2 理事として含まれていなければならない者が選任されているか。</p> <p>① 理事として（㊵社会福祉事業の経営に関する識見を有する者・㊶当該法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者・㊷当該法人が施設を設置している場合、施設の管理者）が適正な手続により選任されていない。</p> <p>〔その他指導事項等〕</p>		

指導事項	検 査 項 目	確 認 欄	備 考
(4) 理事長（P19）			
	1 理事長及び業務執行理事は理事会で選定されているか。		
	① 理事長及び業務執行理事（設置する場合）の選定が法令及び定款に定める手続により行われていない。		
	〔その他指導事項等〕		
5 監事（ガイドラインP19～P26）			
(1) 定数（P19～P20）			
	1 法に規定された員数が定款に定められ、その定款に定める員数を満たす選任がされているか。		
	① 定款で定めた員数が選任されていない。		
	② 欠員がある場合に、法人において補充のための手続が進められておらず、かつ、その補充のための検討が行われていない。		
	〔その他指導事項等〕		
(2) 選任及び解任（P20～P23）			
	1 法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。		
	① 監事の選任・解任が評議員会の有効な決議（解任は特別決議）により行われていない。		
	② 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていない。		
	③ 監事の就任の意思表示があったことが就任承諾書等により確認できない。		
	2 監事となることができない者が選任されていないか。		
	① 監事になることができない者又は適当ではない者が選任されている。 ⑦欠格事由に該当する者 ⑧理事又は職員を兼ねる者 ⑨特殊の関係にある者 ⑩反社会的勢力の者		
	② 監事の選任手続において、監事候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていない。 ⑦欠格事由に該当する者 ⑧理事又は職員を兼ねる者 ⑨特殊の関係にある者 ⑩反社会的勢力の者		
	③ 理事会への欠席が継続しており、名目的・慣例的に選任されていると考えられる監事がいる。		
	3 法に定める者が含まれているか。		
	① 監事のうちに（社会福祉事業について識見を有する者・財務管理について識見を有する者）として評議員会の決議等適正な手続により選任された者がいない。		
	〔その他指導事項等〕		

指導事項	検 査 項 目	確 認 欄	備 考
(3) 職務・義務 (P24～P26)			
	<p>1 法令に定めるところにより業務を行っているか。</p> <p>① 監査報告に必要な記載事項が記載されていない。 (会計監査人非設置法人・計算関係書類) ㊦ 監事の監査の方法及びその内容 ㊧ 計算関係書類が当該法人の適正に表示しているかどうかの意見 ㊨ 監査のための必要な調査ができなかったときは、その旨及び理由 ㊩ 追記情報 (会計方針の変更等) ㊪ 監査報告作成日 (会計監査人設置法人・計算関係書類) ㊦ 監事の監査の方法及びその内容 ㊧ 会計監査人の監査方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及び理由 ㊨ 重要な後発事象 ㊩ 会計監査人の職務が適正に遂行されることを確保するための体制に関する事項 ㊪ 監査のための必要な調査ができなかったときは、その旨及び理由 ㊫ 監査報告作成日 (事業報告等に係る監査) ㊦ 監事の監査の方法及び内容 ㊧ 意見 (事業報告等が法令・定款に従い当該法人の状況を正しく示しているか) ㊨ 理事の職務遂行に関し、不正又は法令・定款違反があったときは、その事実 ㊩ 監査のための必要な調査ができなかったときは、その旨及び理由 ㊪ 監査に関連する内部管理体制に関する決定または決議がある場合に、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及び理由 ㊫ 監査報告作成日</p>		
	② 監事が期限までに特定理事に監査報告の内容を通知していない。		
	③ 正当な理由なく理事会に2回以上続けて欠席した監事がいる。		
	④ 正当な理由なく監事の全員が欠席した理事会がある。		
	〔その他指導事項等〕		

指導事項	検 査 項 目	確 認 欄	備 考
6 理事会（ガイドラインP26～P32）			
(1) 審議状況（P26～P30）			
	1 理事会は法令及び定款の定めに従って開催されているか。		
	① 理事及び監事の全員に期限までに理事会の招集通知が発出されていない。		
	② 招集通知が省略された場合に、理事及び監事の全員の同意が確認できない。		
	2 理事会の決議は、法令及び定款に定めるところにより行われているか。		
	① 成立した決議について法令・定款に定める定足数又は賛成者数が不足していた。		
	② 議案について特別な利害関係を有する理事が（いないことを法人が確認していない・議決に加わっている。）		
	③ 理事会で評議員の選任又は解任が行われている。		
	④ 欠席した理事が書面により議決権の行使をしたこととされている。		
	⑤ 理事会の決議を要する事項について決議が行われていない。 ㊦評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の設定 ㊧理事長及び業務執行理事の選定・解職 ㊨重要な役割を担う職員の選任・解任 ㊩従たる事務所その他の重要な組織の設置・変更・廃止 ㊪内部管理体制の整備（特定社会福祉法人のみ。ガイドラインP5参照） ㊫競業及び利益相反取引の承認 ㊬計算書類及び事業報告等の承認 ㊭役員、会計監査人の責任の一部免除（定款に定めがある場合に限り） ㊮役員、会計監査人に対する補償契約及び役員、会計監査人のために締結される保険契約の内容の決定 ㊯その他重要な業務執行の決定（理事長等に委任されていない業務執行の決定）		
	⑥ 理事会の決議があったとみなされる場合に、理事全員の同意の意思表示及び監事が異議を述べていないことを示す書面又は電磁的記録がない。		
	3 理事への権限の委任は適切に行われているか。		
	① 理事に委任できない事項が理事に委任されている。 ㊰重要財産の処分・譲受け ㊱多額の借財 ㊲重要な役割を担う職員の選任・解任 ㊳従たる事務所その他の重要な組織の設置・変更・廃止 ㊴内部管理体制の整備 ㊵役員等の損害賠償責任の一部免除		
	② 理事に委任されている範囲が理事会の決定において明確に定められていない。		
	4 法令又は定款に定めるところにより、理事長等が、職務の執行状況について、理事会に報告をしているか。		
	① 理事長及び業務執行理事（設置する場合）が、理事会において、3か月に1回以上（※又は定款の規定により毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上）職務執行に関する報告をしていない。		
	〔その他指導事項等〕		
(2) 記録（P30～P32）			
	1 法令で定めるところにより議事録が作成され、保存されているか。		
	① 議事録に必要事項が記載されていない。 ㊶開催日時・場所 ㊷理事会が次のいずれかに該当するときは、その旨（招集権者以外の理事が請求し招集、招集権者以外の理事が招集、監事が請求し招集、監事が招集） ㊸議事経過の要領・結果 ㊹決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、その氏名 ㊺次の規定により理事会において述べられた意見・発言があるときは、その概要（競業又は利益相反取引を行った理事による報告、理事の不正等に関する監事の報告、監事が必要があると認めた場合に行う監事の報告、補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事による報告） ㊻理事長が定款で議事録署名人とされる場合で、理事長以外の出席した理事の氏名 ㊼出席した会計監査人の氏名・名称（監査法人の場合） ㊽議長の氏名（議長が存する場合） （理事全員の同意により理事会の決議を省略した場合） ㊾理事会の決議があったものとみなされた事項の内容及び提案した理事の氏名 ㊿決議があったものとみなされた日 ㊽議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名 （理事会への報告事項について、報告を要しないこととされた場合） ㊾報告を要しないものとされた（事項の内容・日） ㊿議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名		
	② 議事録に議事録署名人の署名又は記名押印がない。		
	〔その他指導事項等〕		

指導事項	検査項目	確認欄	備考
7 会計監査人（ガイドラインP32～P35）			
	1 会計監査人は定款の定めにより設置されているか。		
	① 特定社会福祉法人が会計監査人の設置を定款に定めていない。		
	② 定款に会計監査人の設置を定めている法人が会計監査人を設置していない。		
	2 法令に定めるところにより選任されているか。		
	① 会計監査人の選任が評議員会の決議により行われていない。		
	② 理事会による会計監査人候補者の選任が適切に行われていない。		
	③ 理事会による会計監査人候補者の選定に当たって、候補者に対して、会計監査人に選任することができない者でないことを確認していない。		
	④ 評議員会に提出された会計監査人の選任等及び解任並びに再任しないことに関する議案について、監事の過半数の同意を得ていない。		
	3 法令に定めるところにより会計監査を行っているか。		
	① 会計監査人が会計監査報告を作成していない。		
	② 会計監査報告に必要な記載事項が記載されていない。 ⑦監査の方法・内容 ⑧監査意見 ⑨追記情報 ⑩会計監査報告作成日		
	③ 会計監査人が期限までに特定監事及び特定理事に会計監査報告の内容を通知していない。		
	〔その他指導事項等〕		
8 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬（ガイドラインP35～P40）			
(1) 報酬（P36～P37）			
	1 評議員・役員等の報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか。		
	① 評議員の報酬等の額が定款で定められていない。		
	② 理事の報酬等の額が定款で定められていない場合であって、評議員会の決議により定められていない。		
	③ 監事の報酬等の額について、（⑦定款に監事の報酬等の額が定められていない場合に、監事の報酬等の額が評議員会の決議によって定められていない・⑧評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されている場合に、その具体的な配分が監事の全員一致の決定により定められていない。）		
	④ 会計監査人の報酬等を定める場合に監事の過半数の同意を得ていない。		
	〔その他指導事項等〕		
(2) 報酬等支給基準（P38～P39）			
	1 役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について、法令に定める手続により定め、公表しているか。		
	① 理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準が（未作成（定款で無報酬と定めた場合を除く）・評議員会未承認）		
	② 理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準において規定すべき事項が規定されていない。 ⑦勤務形態に応じた報酬等の区分 ⑧算定方法 ⑨支給の方法・形態		
	③ 理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準が定款等で定めた報酬等の額と整合が取れていない。		
	④ 支給基準を作成する際に、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮した検討が行われていない。		
	〔その他指導事項等〕		

指導事項	検 査 項 目	確 認 欄	備 考
(3) 報酬の支給 (P39～P40)			
	1 役員及び評議員の報酬等が法令等に定めるところにより支給されているか。		
	① 支払われた報酬等の額が定款等で定められた額を超えている。		
	② 支払われた報酬等の額が報酬等の支給基準に根拠がない。		
	〔その他指導事項等〕		
II 事業			
1 事業一般 (ガイドラインP40～P42)			
	1 定款に従って事業を実施しているか。		
	① 定款に記載している事業を実施していない。		
	② 定款に記載していない事業を実施している。		
	2 法人が地域公益取組を実施しているか。		
	① (法人の資産等に明らかに余力があるにも関わらず、地域公益取組を全く実施していない場合・地域において同様の取組が供給過剰となっている場合などの状況を把握した場合・地域住民に対し、当該取組、当該取組に関する積極的な情報発信を行っていない場合) ※助言事項		
	〔その他指導事項等〕		
2 社会福祉事業 (ガイドラインP42～P45)			
	1 社会福祉事業を行うことを目的とする法人として適正に実施されているか。		
	① 社会福祉事業の規模が法人の全事業のうち50%以下である。		
	② 社会福祉事業の収入を認められない用途に充てている。		
	2 社会福祉事業を行うために必要な資産を有しているか。		
	① 法人が社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されていない。		
	〔その他指導事項等〕		
3 公益事業 (ガイドラインP45～P47)			
	1 社会福祉事業を行うことを目的とする法人が行う公益事業として適正に実施されているか。		
	① 事業に社会福祉との関連性又は公益性がない。		
	② 公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えている。		
	③ 事業に欠損金がある場合に、当該事業の経営の改善のための検討等を行っていない。		
	〔その他指導事項等〕		

指導事項	検 査 項 目	確 認 欄	備 考
4 収益事業（ガイドラインP47～P49）			
	1 法に基づき適正に実施されているか。		
	① 収益事業の収益が社会福祉事業等以外に充てられている。		
	② 収益事業の収益がなく、その収益を社会福祉事業等に充てられていない場合に、当該収益事業の経営の改善のための組織的な検討等を行っていない。		
	2 法人が行う事業として法令上認められるものであるか。		
	① 収益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えている。		
	② 収益事業の内容が法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるものである。		
	③ 収益事業を行うことにより法人の社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあるものである。		
	〔その他指導事項等〕		
III 管理			
1 人事管理（ガイドラインP49～P50）			
	1 法令に従い、職員の任免等人事管理を行っているか。		
	① 「重要な役割を担う職員」として定められている職員（施設長等）の任免について、理事会の決議を経ずに行われている。		
	② 職員の任免が法人の規程等に定める手続により行われていない。		
	〔その他指導事項等〕		
2 その他（ガイドラインP77～P83）			
(1) 特別の利益供与の禁止（P77～P78）			
	1 社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。		
	① 法人の関係者に特別の利益を供与していると認められる。		
	〔その他指導事項等〕		
(2) 社会福祉充実計画（P79）			
	1 社会福祉充実計画に従い事業が行われているか。		
	① 社会福祉充実残額の算定（を行っていない・に誤りがある）。		
	② 社会福祉充実計画を策定していない。		
	③ 社会福祉充実計画において実施することとされている事業が実施されていない。		
	〔その他指導事項等〕		

指導事項	検 査 項 目	確 認 欄	備 考
(3) 情報の公表（P80、その他該当する頁）			
	<p>1 法令に従い、必要な書類等の備置きがされているか。</p> <p>① 必要な書類等の備置きがされていない。 ㊦計算書類・その附属明細書 ㊧事業報告・その附属明細書 ㊨監査報告（会計監査報告を含む） ㊩財産目録 ㊪役員等名簿 ㊫報酬等の支給の基準を記載した書類（役員等報酬等支給基準） ㊬現況報告書 ㊭事業計画書 ㊮充実残額算定シート ㊯定款 ㊰評議員会の議事録・必要な評議員全員の意思表示の書面又は電磁的記録 ㊱理事会議事録・必要な理事全員の意思表示の書面又は電磁的記録</p>		
	<p>2 法令に従い、インターネットでの公表がされているか。</p> <p>① 必要な情報が、インターネットで公表されていない。 （財務諸表等電子開示システムでの公表を含む） ㊦計算書類 ㊧役員等名簿 ㊨報酬等の支給の基準を記載した書類（役員等報酬等支給基準） ㊩現況報告書 ㊪社会福祉充実計画（社会福祉充実残額が1万円以上である場合のみ） ㊫定款（未公表・直近のものでない）</p>		
	〔その他指導事項等〕		

指導事項	検 査 項 目	確 認 欄	備 考
(4) その他 (P80～P83)			
	1 福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。		
	① 福祉サービスについて、第三者評価の受審及び結果の公表やサービスの質の向上を図るための措置を（行っていない・一部の福祉サービスのみ行っている）。		
	2 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われているか。		
	① 法人において、苦情解決の体制整備、手順の決定、それらの利用者等への周知が行われていない。		
	3 登記しなければならない事項について期限までに登記がなされているか。		
	① 指導監査時点において、期限までに変更登記が行われておらず、かつ、変更登記の手術が行われていない。		
	〔その他指導事項等〕		
〔その他指導事項等〕			